

令和7年度(2025年度)

教 育 目 標

ともに学びあう、心豊かな子どもの育成

- ・ 自ら学び、考え、進んで取り組む子ども
- ・ やさしく思いやりのある豊かな心をもった子ども
- ・ みんなで励まし合い、助け合う子ども
- ・ めあてをもって、頑張りとおせる子ども
- ・ 明るく、健やかで元気な子ども

(基本姿勢)

一人一人が互いの個性を尊重しあい、豊かな人間性と主体的に問題を解決する意欲と実践力をもった子どもの育成をめざすとともに、教職員の創意工夫により、子どもたちが生き生きと活気をもって、明るく楽しい日々が営める学校づくりに努める。

1. 学校経営の重点

(1) 豊かな教育活動の展開

①人権教育の推進

- ・ 人間尊重の精神を基底とし、相互理解と連帯感を高め、一切の差別を許さない実践的態度を養う教育の推進を図る。
- ・ とりわけ、支援教育の推進にあたっては、「支援を要する児童」と“ともに学び、ともに生きる”視点に立った教育活動の展開に努める。

〈支援教育でめざすもの〉

- (1) クラスの子どもではなく、東豊台小学校の子どもという意識を持ち、全職員でかかわっていく。
- (2) 通常学級につなぐ支援を心がける。
- (3) やる気を引き出せるよう、得意なことで力を伸ばし、苦手なことにも取り組めるようにしていく。
- (4) 発達年齢相応の力をつけることが目標ではなく、将来の自立・自活を目標とする。(情緒の安定、ソーシャルスキルの向上、発信できる力を大切に)

②基本的な生活態度の育成

- ・ 挨拶や身だしなみ等、望ましい生活習慣や態度を養い、よりよい集団生活を送ろうとする意欲を培う。また、自立心の涵養を図る。

③豊かな人間性の伸長

- ・すべての教育活動を通じて、知・徳・体の調和のとれた発達を促し、児童一人一人の個性や能力を生かすように努め、社会の変化に主体的に対応できる力の育成を期する。
- ・その際、ボランティア活動などの体験的・実践的活動を積極的に取り入れ、人間としてより良く生きていく豊かな心と道徳的判断力・実践力の育成に努める。

④基礎的・基本的な学習内容の徹底

- ・基礎的・基本的な学習内容の徹底を図り、生涯学習の基礎を培う。

(2) 地域社会との連携

- ・地域から学ぶ教育活動の展開を図る。
- ・地域に開かれた学校を目指し、保護者はもとより地域社会との連携を密にして、互いに協力しながら活力ある学校づくりに努める。

(3) 研修の充実

- ・本校教育目標の達成に向け、児童一人ひとりの願い、保護者・地域社会の教育ニーズに応えるため、専門職としての新しい知識や技能の修得に努め、校内のみならず校外での研修の充実を図る。

(4) 教育課程の編成

- ・学習指導要領の趣旨をふまえ、特色ある学校づくりをめざして、調和のとれた創意ある教育課程の編成とその実践に努める。

(5) 教職員の健康保持増進

- ・本校教育活動全般の活性化を図るため、教職員の健康管理・職場環境の改善に努める。

(6) 個人情報保護と管理体制の充実

- ・本校の教育活動および学校運営を推進するため、関係法令に則して個人情報の保護に努める。

2. 学習指導及び生徒指導の重点

(1) 学習指導の重点

- ① 児童の実態や個に応じた指導計画を立て、問題解決的・体験的学習（自然体験、社会体験、ボランティア活動等）を積極的に取り入れた学習指導の展開を図る。
- ② 児童の“学びへの意欲”をうながす指導法の工夫に努める。
- ③ 学校図書館、コンピュータ・視聴覚機器、デジタル教材等を積極的に活用し、豊かな表現力、創造力や感性などの伸長と情報活用能力の育成を図る。
- ④ とともに学びあう視点から学習を進める態度を育成すると共に、創造的思考や論理的思考の伸長を図る。

- ⑤ わが国の文化や伝統を正しく理解すると共に、国際理解・国際協調の精神を培うよう努める。
- ⑥ 望ましい集団活動（なかよし学級等の異年齢集団や各学年・学級集団）を通じて、自発的・自主的な実践態度を育てるよう特別活動や児童会活動の活性化を図る。

(2) 生徒指導の重点

- ① 児童にとって「日々の学校生活が楽しい」と感じられる魅力ある学校づくりに努める。
- ② 基本的な生活習慣の定着を図り、生活の仕方を工夫し、有意義な時間を過ごす態度を育てる。
- ③ 一人一人の個性や実態を把握し、カウンセリングマインドを取り入れた児童の指導に努める。
- ④ 問題行動のある場合、その背景を理解し、児童の願いを受け止めながら、児童が自らを律しようとする態度を育てる。「いじめ・不登校」についても、早期発見と防止に努め、その対応にあたっては関係機関と連携を図りながら組織的におこなう。（いじめ防止基本方針に沿った対応）
- ⑤ 家庭・地域社会・関係機関との連携を深め、児童の健全育成を図る。

3. 健康管理と指導の重点

- ① 健康診断・健康相談等により疾病・異常等を発見し、保護者と連携しながら事後指導に努めると共に、自らの健康管理について意識させるよう指導する。
- ② 体育の授業をはじめ、運動する喜びを体験させることを通じて運動に親しむ習慣を身につけさせ、体力の向上を図る。
- ③ 安全指導を計画的に行い、校内外における安全な生活の習慣化を図る。
- ④ 豊かな情操を育み清潔・安全に対する生活習慣を養うため、教育環境の整備・充実と安全点検に努める。
- ⑤ 健康な食生活習慣形成のため、食に関する指導の充実を図る。